

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第10号

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程（2019年4月1日規程第104号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(国外において研究を行う期間) 第4条 国外において研究を行う期間（以下「在外研究期間」という。）は、<u>6箇月以上1年以内</u>とする。</p> <p>2 略 (在外研究の候補者の決定等) 第5条 在外研究員となることを希望する者は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該日までに、細則で定める書面により、理事長に申し出なければならない。</u></p> <p>_____ _____ <u>(1) 在外研究期間の始期が4月1日又は10月1日 当該日の属する年の前々年の9月30日</u> <u>(2) 在外研究期間の始期が前号以外の日 理事長が定める日</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>(国外において研究を行う期間) 第4条 国外において研究を行う期間（以下「在外研究期間」という。）は、<u>2か月以上1年以内の在外研究の目的を達成するために適した期間</u>とする。</p> <p><u>在外研究期間の始期の概ね1年前までに、</u> <u>ただし、理事長が認める正当な事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>_____ _____ _____</p>

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。